福岡県中小企業特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務

企画提案公募に関する想定問答

Ｑ１　申請終了日はいつを想定していますか。

Ａ１　給付要綱の第８条に記載のとおり、令和７年６月３０日が申請終了日となります。本支援金は、電力使用量（実績）に基づき申請するものです。対象期間の最終日となる令和７年４月１５日に検針が行われた場合、電力会社から事業者への請求が５月頃となるため、事業者の申請は６月末までと想定しています。

Ｑ２　給付対象となる県内事業者数を教えてください。

Ａ２　１００社を想定しています。内訳は以下のとおりです。

➀工場等、契約者が直接特別高圧電力を使用している…５０社程度

②商業施設等、契約者以外のテナント事業者（約２，２００社）が特別高圧電力を使用している…５０社程度

Ｑ３　予算規模５２，９６３，０００円は、委託料の金額でしょうか。申請者に支払われる金額も含まれるのでしょうか。

Ａ３　委託料のみです。

Ｑ４　電子申請システムは、福岡県と連携可能なシステムを想定していますか。

Ａ４　福岡県の既存システムと連携させて、県の担当者が随時申請内容を確認できるような、システム上の連携は想定していません。

受託者が構築したシステムに県の担当者がアクセスできるように権限を付与することが可能であれば、必要に応じてお願いすることがありうると考えています。

Ｑ５　給付予定の通知は、電子又は書面の指定はありますか。

Ａ５　指定はありません。電子メールと文書の両方で通知を行う、電子メール送付時に電話による連絡を行う、特定記録郵便で行う等、様々な方法が考えられます。自由にご提案ください。

Ｑ６　給付決定後、振込口座の納品は必要でしょうか。

Ａ６　仕様書の４.（４）に記載のとおり、事業者の振込口座等の情報は「申請者受付簿」において事前に福岡県に提供いただくことを想定していますので、給付決定後に改めて振込口座の情報を福岡県に納品いただくことはありません。

Ｑ７　申請者への入金は、県が行う認識でよろしいか

Ａ７　入金は県が行います。

Ｑ８　電子申請システムの構築・運営は、電子申請システムのみの構築で事業専用の公式ウェブサイトの立ち上げ等は不要でしょうか。不要の場合は電子申請システムのＵＲＬを福岡県庁ホームページに設置する形になるのでしょうか。

Ａ８　本業務委託は、電子申請システムの構築（納品）のみを求めるものではありません。受付・審査業務をお願いするものです。

電子申請システムの構築目的は、申請者にＩＤを付与したうえで、初回の申請内容を２回目以降に引き継ぐこと等により、重複する内容を簡略化し、申請手続全体の効率化を図ることを想定しています。

福岡県庁ホームページに電子申請システムを設置した場合、必然的に福岡県が電子申請システムについての問合せも受けることになります。これは業務委託の趣旨に叶うものではないと考えます。

従って、支援金の概要や、申請者への諸注意、委託先の問合せ番号等を掲載したトップページは不可欠であり、電子申請システムにはこれらの要素を含むものと考えてください。

なお、福岡県庁ホームページには、委託先が構築した申請用ページへのリンクを掲載することは予定しています。

Ｑ９　コールセンター及びオペレーションセンターの設置場所に指定や制限はあるのでしょうか。任意の場所で設置し、運用して構わないでしょうか。

Ａ９　設置場所に指定や制限はありません。ただし、県職員が各センターの現場確認を行う可能性等を踏まえ、利便性の高い場所を提案いただけますと幸甚です。

Ｑ１０　コールセンター及びオペレーションセンターの環境は、クローズドが必須でしょうか。他の業務と同じ部屋であっても構いませんでしょうか。

Ａ１０　クローズドは必須ではありません。ただし、シェアオフィスの場合は、他の業務との混同によるトラブル防止策や、情報漏洩防止のための管理体制について説明をお願いいたします。

Ｑ１１　コールセンターの運営時間及び必要人数を教えてください。

Ａ１１　事業者からの問合せ対応については、土日祝を除く平日９時から１７時までを想定しています。

必要人数については、スタッフの能力や体制により異なるため、一概には言えないものと考えております。

Ｑ１２　オペレーションセンターの運営時間及び必要人数を教えてください。

Ａ１２　申請者との連絡調整については、土日祝を除く平日９時から１７時までを想定しています。なお、電子申請システムは申請期間中、２４時間受付を想定しています。

必要人数については、スタッフの能力や体制により異なるため、一概には言えないものと考えます。

Ｑ１３　全体管理、コールセンター、オペレーションセンター、各責任者の兼務は可能でしょうか。また、責任者の勤務場所の指定はなく、常駐は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。

Ａ１３　業務を適正に処理いただけるのであれば兼務は妨げません。ただし、責任者が各センターに常駐しない場合、責任者はどのように状況を把握して問題に対応するのか、具体的な説明をお願いします。

Ｑ１４　コールセンター及びオペレーションセンターの業務について、研修を行う予定はありますか。研修がある場合はオンライン研修を想定されていますでしょうか。また、研修時間はどのくらい必要でしょうか。

Ａ１４　県職員が委託先のスタッフに研修を行うことは想定していません。但し、委託先で研修を行う際の内容についての相談等は承ります。

Ｑ１５　電子申請システムにおいて申請者が記入する「必要項目」を教えてください。

Ａ１５　県ホームページに参考として掲載している給付要綱の申請書（様式第３号）を確認ください。

Ｑ１６　紙申請は、希望があった場合のみ、受付する認識でいいか。

Ａ１６　紙申請は、やむを得ない理由がある場合のみです。

Ｑ１７　紙申請を受付した場合、事務局（受託者）が電子申請システムに代行入力する必要はありますか。

Ａ１７　一元管理するためには事務局で代行入力いただくことが現実的と考えます。

Ｑ１８　当事業は、月々の電力使用量が確認できる資料が届き次第、毎月申請するものと考えてよろしいでしょうか。

Ａ１８　その認識で間違いありません。

Ｑ１９　申請内容に不備がある場合、再申請が必要でしょうか。

Ａ１９　修正（再申請）するか、申請を取り下げるか、修正せずに不支給の決定を受けるかは事業者が判断するものであり、県や事務局が再申請を要請するものではありません。修正については、事業者にシステム上で再申請していただく、入力情報を反映したデータベースを事務局で修正する等、様々な方法が考えられます。業務効率や事業者の利便性を踏まえたうえで、ご提案ください。

Ｑ２０　申請受理通知などのメール対応は必要でしょうか。

Ａ２０　業務効率や事業者の利便性を踏まえたうえで、ご提案ください。

Ｑ２１　給付要綱第９条（受付及び審査）について、結果報告方法について現時点で想定されている方法・内容があれば教えてください。

Ａ２１　結果報告の方法については、インターネット上でデータを共有する、メールで送付する、記録媒体でやりとりを行う等、様々な方法があると考えています。ご提案ください。

Ｑ２２　仕様書の４．業務内容について「審査は、申請を受理した日から７日以内に終えるものとする。」とありますが、休日を含めた日数でしょうか。

Ａ２２　７日以内は、営業日とお考えください。

Ｑ２３　電子申請システムそのものを、設計し作成するのでしょうか。また、サーバ構築等ネットワーク環境全体も構築するのでしょうか。

Ａ２３　電子申請システムは、専用システムを自前で構築する場合もあれば、第三者に開発を委託する場合や、他事業で使用した既存システムを改修する場合もありうると想定しています。

また、ネットワーク環境についても、専用サーバを設置する場合もあれば、既存のレンタルサーバで運用する場合もありうると想定しています。短期間で受付を開始することを念頭に、予算の範囲内でご提案をいただければ幸甚です。

なお、いずれの場合においても、個人情報の管理については十分に留意を払っていただきますようお願いします。

Ｑ２４　システムの開発を第三者へ発注しても良いでしょうか。

Ａ２４　事前に開発先及び内容についてをお知らせいただき、県の承諾を得た場合は、再委託することは可能です。なお、現時点で発注を行うことは承諾できかねます。

Ｑ２５　給付要綱第５条第１項に、提出書類が示されていますが、テナント事業者の場合に、①施設単位で提出が必要なもの、②テナント単位で提出が必要なものを教えてください。

Ａ２５　本支援金は「特別高圧電力需給契約を締結している者（デベロッパー）」が申請するものであって、テナントによる申請は想定しておりません。

①施設単位で提出が必要なもの

（１）履歴事項全部証明書

（２）契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料

（３）申請役員一覧

（４）テナント事業者一覧（様式第１号）

②テナント単位で提出が必要なもの

（５）同意書（様式第２号）の写し

（６）電力使用量が確認できる資料　※

※商業施設の場合、店舗だけでなく共用部分の電力使用量をテナントが按分で負担している場合があります。この場合の共用部分の電力使用量は支援対象となります。デベロッパーには、これらの実績をまとめた資料を提出してもらう形となるものです。

Ｑ２６　企画提案書について「提案者名が分からないように黒塗りする」必要はありますか。（他の自治体で例があるため）

Ａ２６　黒塗りは不要です。

Ｑ２７　企画提案内容審査について、提案者によるプレゼンテーションの機会は無いでしょうか。

Ａ２７　書類審査のみです。

Ｑ２８　審査終了後、支援金はいつまでに申請者に給付されますか。

Ａ２８　委託先から審査結果を受領した後、審査結果の確認において不備が無ければ、１０日前後で入金処理を行う予定です。

Ｑ２９　申請対象となる事業者は、法人単位で申請するのでしょうか。同一法人から複数の申請が行われる可能性はあるのでしょうか。

Ａ２９　法人単位ではなく、施設（電力需給契約）単位での申請を想定しています。例えば、福岡市に施設Ａと北九州市に施設Ｂを保有する法人の場合は、施設Ａと施設Ｂ、それぞれ申請を行うことになります。同一法人から複数の申請が行われる可能性もあると想定しています。